

(除排雪業務委託に関わる覚書)

- 第1条 委託者(以下 甲)は除排雪業務の処理を有限会社ツシマ(以下 乙)に委託し、乙はこれを受託する。
- 第2条 乙は除排雪業務委託仕様書(以下「仕様書」という)により、委託の本旨に従い善良な管理者の注意をもって委託業務を処理しなければならない。
- 第3条 仕様書に定める契約金額は、変更することができない。ただし、経済界の急激な変動その他やむを得ないときは、甲乙協議のうえ、変更することができる。
- (使用機材費等)
- 第4条 委託業務に要するいっさいの費用は、甲が負担する特約をした場合を除き、すべて乙の負担とする。
- (委託業務の確認等)
- 第5条 乙は、毎回の委託業務の履行後に甲に報告し、甲の確認を受けなければならない。
- 2 甲は、この委託業務の処理状況について随時調査し、必要な報告を求め監督することができる。とともに、委託業務の履行について必要な指示ができるものとする。
- 3 甲は、毎回の委託業務の履行後に、施設内建物と構造物を確認し、除排雪による破損等が認められるときは、乙に修復を指示できるものとする。
- (代金の支払及び遅延利息)
- 第6条 乙は甲に対し、仕様書に記載された支払条件に従い、委託料の支払いを請求できる。
- 2 甲は、前項の適法な支払いの請求があったときは、支払条件に従い委託料を乙に支払う。
- 第7条 甲の責めによるべき理由により、前条第2項の規定による委託料の支払が遅れた場合においては、乙は未受領金額につき延滞日数に応じ年3.40パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。
- (報告の義務)
- 第8条 乙は、仕様書に定める以外の方法で委託業務を処理することが必要と認めるとき、または委託業務に付随して実施することが必要と認める業務があるときは、直ちにその旨を報告し甲の指示に従うものとする。
- (損害賠償)
- 第9条 乙または乙の従業員は委託業務の履行にあたり、甲または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならないものとする。
- (従業員等)
- 第10条 乙は、委託業務の履行にあたり従業員を使用するときは、主任者を定め当該主任者をして委託業務について監督させなければならないものとする。
- (契約の解除)
- 第11条 甲は、乙が次の各号に該当したときは、ただちに本契約を解除することができるものとする。
- 一 委託業務の履行について甲の指示に従わなかったとき。
- 二 乙の委託業務の履行が著しく不相当と明らかに認められるとき。
- (その他)
- 第12条 仕様書および本覚書において定めのない事項、及び疑義を生じた事項については、その都度甲乙協議して定める。
- 第13条 本覚書に関する訴訟は、青森地方裁判所を管轄裁判所として行うものとする。